

生物学と自然史博物館

西 川 輝 昭

生物学分野で博物館が果たすべき役割を現在と将来にわたって述べよ、という宿題を本誌編集委員長からいただいた。「博物館」と聞いて「博物館行き」などという言葉を思い浮かべる方など本誌読者にはおられないであろうが、今は、「博物館がおもしろい」時代である。疑う方は、川那部（2000）や浜口（2000）などを読みいただくな、あるいは実際に博物館に足を運んでいただければと思う（「おもしろい」といっても、さきごろ公開されたハリウッド映画「ナイト ミュージアム」のファンタジーを期待されては困るが）。ともあれ、その博物館と生物学についての宿題に、名古屋大学博物館に2000年4月の創設以来勤務して博物館を内側から知る者として、また、各地の博物館を利用することの多い動物分類学者のはしきれとして、解答を試みたい。

1. 博物館とはなにか

そもそも博物館とはなにか。この問にはいくつかの答えがありうるが、手っ取り早いのが法律である。日本社会における博物館の位置づけを知っておくことは意味があろう。

「改正教育基本法」（2006年12月15日成立）は第12条で「社会教育」についてのべ、第1項で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とし、第2項で「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、[中略] その他適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定している。なお、この規定は改正前の教育基本法でもほぼ同じである。教育基本法をうけた「社会教育法」は、第9条第1項で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関である」と明示している。つまり、博物館は、社会において行われる教育の一端をになう。この「社会教育法」に基づき、博物館の設置や運営に関して必要な事項を定めたのが「博物館法」である。実は、この法律が1951（昭和26）年に作られるまで、日本には博物館はあっても博物館法はなかった。早くも1899（明治32）年に「図書館令」が公布されているとの対照的である。

ところで、公立図書館はどこでも無料なのに、公立博物館はほとんどが有料である。これは、図書館法第17条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とあるのに対し、博物館法第23条では、「公立博物館は、

入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」（下線は引用者）としているからである。この差はどこから来るのかの議論はおくとして、入場料問題を考える際、大英博物館が開館の方約250年間に幾度となく有料化の議論を繰り返しつつ、無料のまま今日に至っている見識は、常に念頭におかれるべきである（出口、2005）。

「博物館法」に戻ると、その第2条（定義）で「この法律において博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、リクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、[中略] 登録を受けたものをいう。」とあって、博物館が本来行うべき活動が端的に示されている。上記で「育成を含む」とされていることから、動植物園や水族館なども博物館であり、「芸術」資料も含むことから美術館ももちろん博物館である。そして、博物館におかれる専門的職員が学芸員であり、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」（博物館法第4条）。

博物館活動においては、資料収集、保管、展示、普及、調査研究という各要素のバランスが重要だが、昨今は展示や普及活動（講演会、講習会、出前授業など）といった直接目に見える住民サービスがもてはやされる一方、資料収集保管や調査研究はいわば「不採算部門」として軽視ないし切捨てられる傾向が強くなっている。しかし、自前の資料にもとづく研究がなければ、展示や普及活動は借り物となり根無し草となろう。さらに、いわゆる「構造改革」の一環として、博物館にも予算減や指定管理者制度の波がうつよせ、また、教育基本法改正に連動して博物館法改正の議論がすすめられ、学芸員教育改革の提言が出されるなど、博物館をめぐる状況は大きくかわりつつある。日本学術会議からは2007年5月、「博物館の危機をのりこえるために」という声明も出されている。博物館をとりまくこうした現状については、最後に簡単に触れる。

2. 生物学と自然史博物館

生物学と直結する博物館は、自然史博物館である。自然史（学）というのは、私見では、自然の多様なありさまを総合的に記録し記述することをめざして、ナマの自然を相手に、情報や標本をフィールドワークによって集め、整理し、記述し、分類する学問である。生物学分野においては、分類学や生態学などが含まれ、その他の分科と「自然」とをつなぐ基盤的な位置にある。基盤が衰えれば先端も発展できないから、学問の将来を展望するうえで、自然史学と自然史博物館がはたすべき役割は重い。その重要性は、大学における自然史学の教育研究が衰退している現在、ますます高まっている。すべての生物学者が、自

然史博物館の現状と将来に、一層の関心を払っていただければと思う。

それでは、自然史博物館が生物学にどのように寄与しているのか、あるいは寄与できるのだろうか。最も基本的には、博物館の多様な活動を通じて、生物学という、一般に直接の利潤を生み出さない学問への理解と社会的認知の裾野を広げること、つまり、生物学のサポーターをたくさん作ることである。そこから、未来の後継者も育ってくるであろう。こういう「民度」がなければ、人類喫緊の課題である、地球規模から足元に至る環境問題の解決など程遠いことは、いまさら言うまでもない。

そのために必要なのは、ホンモノの迫力を生かした効果的な展示や普及活動である。著名な進化学者 S. J. グールドを生物学にいたなったのは、5歳のとき父親につれられて足をはこんだニューヨークのアメリカ自然史博物館で見たティラノサウルス・レックスの標本だった、との逸話にあやかりたいものである。魅力的な展示・普及活動には、目からウロコが落ちるような解説や、まだわかっていないことがたくさんあること（だからこそ研究が必要、一緒に謎を解いてみよう…）を意識的に示す解説が重要であろう。そのためにも、標本資料の蓄積と研究は欠かせない。

蓄積すべきものの第一は、芝（2007）が強調しているように、地域の自然環境の多様性とその変化を把握するための根拠となる標本資料であろう。それを手にするためには、「人手」とさまざまな生物についての広い知識が必要である。人手の確保には地域の人々の協力が必要であり、それを組織できれば、願ってもない学問的サポーターとなる。生物の知識については各地の博物館や大学の間のネットワークによって、専門家不足を解消することを考えなくてはならない。これ以外に、自然史博物館は、館外から寄贈される自然史研究の証拠標本（たとえば、学名の基礎となる担名タイプ標本）を保管して将来の活用にそなえている。

適切に処置されて管理されている標本は、いわばタイムカプセルに封じられたモノであるから、外来種による在来個体群への影響をはじめとした、様々な生物学的問題を追究する際に、不可欠な資源となる。その実例は枚挙にいとまがない（卑近な例として、Nishikawa, 2002; Nishikawa and Otani, 2004）。ホンモノ標本には、解析技術の発達や斬新な切り口の発見によって、つねに新たな息吹が吹き込まれる。新しい問いかけには新しい回答が返ってくるという点で、標本は永遠に「生きて」いるのである。

にもかかわらず、日本では標本を粗末に扱ってきた。昨年、明治初頭以来の日本列島における自然史学の歴史の証人ともいえる、東京大学所蔵動物標本の調査結果の一部が公表された（上島編, 2006）。これをみても、継承されるべき担名タイプ標本その他の標本類のかなりの部分が失われていることに、改めて愕然とする。研究のさまざまな可能性が絶たれてしまったばかりでなく、国際的な信用も失っていることは、無念というほかない。諸外国の博物館で、幕末や明治初頭に日本で採集された標本類が今でも利用可能な形で保管されていることと対照的であることは、すでにあちこちで話題にされているので、ここ

では繰り返さない。この轍を踏まないためには今後の我々の努力が肝要であり、大学博物館の責任も重大である。

また、自然史博物館の学芸員は自然史学の第一線にたって、生物学の基盤研究を担うべき立場にある。しかし現実には、学芸員は「雑芸員」と揶揄されるように、多様な博物館活動をなんでもこなさなければならず、研究どころではないのが普通である。これは深刻な問題といわざるをえない。

3. もっと自然史博物館を、もっと多様な博物館専門職員を

生物学の発展にとってこのように重要な存在である自然史博物館は、自然史分野をもつ総合博物館を含めて、「県立レベルでは22館、指定都市が設置しているものを含めても、全国の約半数の府県にとどまっている」(山西, 2007, p.11)。たとえば、私が住む愛知県でも、先人の懸命な設立運動にもかかわらず県立自然史博物館はまだ設置されていないし、名古屋市科学館は標本収蔵庫をもたない。もっと自然史博物館を、と声を大にしたい。

さらに、上述した学芸員の過重な仕事の問題がある。私は、名古屋大学博物館に赴任してから、大学院協力講座にも属して教育研究活動を続けているとはいえ、日常の大部分は、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項」に費やしてきた。つまり、身分的には博物館教授であるが、実態および意識としては学芸員として過ごしてきたと思っている。その経験から言っても、学芸員は大変な仕事である。資料の収集（私の場合には寄贈者との応対と収納）、登録、保管、展示・普及という面だけでも、無限に近い仕事があり、調査研究など二の次、三の次になってしまふ。諸般の事情で文系資料も扱っているため、専門の動物群の標本登録・管理すらままならない。他の博物館の学芸員はもっと大変だろうと推察する。

社会教育をになう博物館が、今日のように多様な社会的ニーズにこたえるには、そもそも専門職員の数が少なすぎる。生物学などの専門研究をベースにもっている学芸員以外に、諸外国で以前から設置されている展示・普及活動の専門家（エデュケーター）や標本の登録・管理（保管環境や保管状態のチェック、閲覧や貸借対応）の専門家（コレクションマネージャー）が、日本にも必要である。こういった仕事もすべて学芸員が背負っていては、フィールドに出て標本や情報を集めて研究するという自然史学が疎かになるのは無理もない。したがって、「博物館の学芸員または研究員は、研究調査や標本資料の収集に専念し、標本管理や展示・教育についてはそれぞれ専門担当者と協力し合いながら、博物館活動全体に寄与」(芝, 2007, p.95) するのが、当面の理想像といえる。

蛇足ながら、博物館における研究テーマは柔軟に考えるのがよい。大学で研鑽した研究課題を博物館でもそのまま無条件で続行できるとは限らないからである。かのラマルクはもともと植物学者であったが、50歳にしてパリの国立自然史博物館の「昆虫学・蠕虫学講座」教授の席をあたえられたのをきっかけに無脊椎動物学に転進して大きな業績を残した

(ドゥランジュ, 1989). 転進の例は、ヨーロッパの博物館では現代でもそれほど稀ではないとも聞く。それぞれの博物館の社会的使命は、その職員であれば誰でも常に念頭におくべきであり、そこから隔絶した「研究」は考えられない。

4. 自然史博物館の危機をのりこえ、生物学の一層の進展を

すでに第1章で述べたように、博物館をめぐる状況は大きく変わろうとしている。まず、指定管理者制度については、山西（2007）の行き届いた現状報告がある。この制度は行政のアウトソーシングの一環として考え出され、地方公共団体が指定する団体（指定管理者）に公的施設の管理を行わせて、競争によるサービスの質の向上、経営効率化、コスト削減をはかるために、すでに全国の少なくとも138館で導入または導入予定となっている（日本学術会議, 2007）。指定管理の期間をくぎり、競争原理にもとづいて指定管理者を選定するのだが、その期間がたとえば大阪市立自然史博物館の場合わずかに2年間、他の事例でも3年から5年というのが多数を占める。この短い期間がすぎれば、経営方針の違う別の指定管理者が競争により選定されるかもしれないから、指定管理者としても長期的な経営戦略を立てたくても立てられない。展示や資料収集をはじめ多くの博物館活動が中長期的な見通しをもてなくなり、入館料增收を第一とした場当たり的な「興行」の連発、資料収集保管や調査研究といった「不採算部門」の切捨てなど、社会教育機関の自己否定につながるおそれがある。これらが杞憂に終わることを願うばかりだが、この制度の今後に注視が必要である。指定管理者制度にかわるものとして、地方独立行政法人法の適用も検討されている（山西、前掲）

博物館法の改正に向けては、文部科学省生涯学習政策局に「これからの中の博物館の在り方に関する検討協力者会議」がおかれた、2007年6月、『新しい時代の博物館制度の在り方について』という浩瀚な報告書が発表された。すべての博物館（大学博物館を含む）を原則一本化して登録対象とする方向で新たな登録基準を作成すること、資格審査と5～7年ごとの水準確認のために第三者機関を設立することから、学芸員養成課程の高度化、「ミュージアムエデュケーター」などの専門職の配置にいたるまで、多岐にわたる提言がなされている。提言には頷けるところも少なくないが、問題は、それをどのような運営体制や経営手法で実現していくか、ということ、要すれば財源である。学芸員養成システムの高度化ひとつとっても「ひと」が必要であり、雇用する財源の確保が問題となる。

設置者（政府、地方自治体、あるいは大学など）の時々の方針に右往左往するのではなく、百年の計に則り、標本資料を社会教育や研究に活用してサポーターと後継者を生み出しつつ次世代に継承する博物館。こんな博物館が各地で生き生きと活動することを夢想すると楽しい気分になるが、現実は甘くない。自前の基金が欲しい。いずれは日本でも、寄付行為について税制上の支援が強まるであろう。どうか、生物学の未来のために、自然史博物館（総合博物館である名古屋大学博物館でもよい）への大口寄付を、などと申せば、それ

こそ夢想家と呼ばれるだろうか。

文 献

- 出口保夫 (2005) 物語 大英博物館 二五〇年の軌跡, 中央公論新社, 東京.
- ドゥランジュ, イヴ (ベカエール直美訳) (1989) ラマルク伝—忘れられた進化論の先駆者, 平凡社, 東京.
- 川那部浩哉 (編著) (2000) 博物館を楽しむ—琵琶湖博物館物語, 岩波書店, 東京.
- これから博物館の在り方に関する検討協力者会議 (2007) 新しい時代の博物館制度の在り方について
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07061901.pdf)
- 浜口哲一 (2000) 放課後博物館へようこそ—地域と市民を結ぶ博物館, 地人書館, 東京.
- 日本学術会議 (2007) 声明 博物館の危機をのりこえるために
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s6.pdf>)
- Nishikawa, T. (2002) Comments on the taxonomic status of *Ikeda taenioides* (Ikeda, 1904) with some amendments in the classification of the phylum Echiura. *Zoological Science*, 19: 1175-1180.
- Nishikawa, T. and Otani, M. (2004) Occurrence of the European ascidian *Ascidia scabra* (Müller, 1776) in the 19 century in Nagasaki, Japan, probably as an ephemeral alien species. Contributions from the Biological Laboratory, Kyoto University, 29: 401-408.
- 芝 正博 (2007) 自然史博物館の使命. タクサ (日本動物分類学会誌), 22 : 89-97.
- 上島 励 (編) (2006) 東京大学総合研究博物館動物部門所蔵無脊椎動物標本リスト, 東京大学総合研究博物館, 東京.
- 山西良平 (2007) 自然史系博物館と指定管理者制度について—大阪市立自然史博物館の事例を中心に—. タクサ (日本動物分類学会誌), 23 : 11-18.

(名古屋大学博物館)